

【件名】

ブータンにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その6：タイにおけるトランジット制限措置の一時的な緩和について）

【ポイント】

● 3月25日、タイ民間航空局は、空港滞在時間が24時間を超えないこと及び健康証明書を所持していることを条件に、外国人が第三国に向けてタイでトランジットを行うことを3月31日まで認めることを決定しました。ブータン出国予定の邦人の皆様におかれましては、必要に応じ出国手段を御確認ください。

【本文】

1 3月25日、タイ民間航空局（The Civil Aviation Authority of Thailand(CAAT)）は、以下の条件の満たす外国人について、第三国に向けてタイでトランジットを行うことを3月31日23時59分まで認めることを決定しました。

- (1) トランジットの際の空港滞在時間が24時間を超えないこと。
- (2) 「fit to fly」(※) の健康証明書 (health certificate) を所持していること。

(タイ民間航空局発表)

<https://www.caat.or.th/wp-content/uploads/2020/03/CAAT-News-No.3-2020-Special-exemption-for-transit-passengers-through-Thailand-2.pdf>

(※) 「fit to fly」の健康証明書は、以下のリンク先の例を参考にするとともに、必ず搭乗前にご利用航空会社に確認するなどしてください。

<https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/file/guidelines/G23.pdf>

ブータン政府によると、「fit to fly」の健康証明書は、ティンパーにあるジグメ・ドルジ・ワンチュク国立病院(JDWRH)で発行可能とのことです。Drukair バンコク便を利用する方は出国までにJDWRHより証明書を入手して下さい。

現在、ブータンから出国出来る航空便はDrukair バンコク便のみとなっております。また、日本・タイ間の国際線の運航について、COVID-19の影響に伴い、運休等の措置がとられているとのことです。日本へのご帰国をお考えの方は、ご利用予定の航空会社等からの最新の情報収集に努めてください。

2 在留邦人、ブータンご滞在中の皆様におかれましては、引き続き最新情報の入手に努めてください。

ブータン政府は感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もあります。トランジット先の制度の突然の変更もあり得ますので、最新の情報に基づいて十分注意して行動してください。

また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：+91-011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp